



11月はオレンジリボン・児童虐待防止月間

こどもへの体罰は 法律で禁止されています

こどもへの虐待は犯罪です。テレビや新聞では痛ましい児童虐待事件が報道され、虐待防止の呼びかけが続けられています。多くのこどもが虐待の被害を受けており、虐待をなくすための取組を一層進める必要があります。

💔 虐待とは？

児童虐待には、4つの種類があります。

● 身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

● ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔な部屋に住まわせる、車中へ放置する、健診や予防接種などこどもに必要とされる医療・支援を受けさせない など
※妊婦健診を受診せずに出産することも含まれます。

● 性的虐待

こどもへの性的な行為をする、こどもに性的行為を見せる、こどもの性的な写真を撮る など

● 心理的虐待

言葉で脅す、無視をする、きょうだい間で差別する、夫婦間の暴力を見せる など

💔 虐待はどんな影響を及ぼす？

体罰や暴言は、こどもの身体だけでなく脳にも悪影響を与え、行動や精神面に問題を及ぼすと言われています。

また、夫婦間の暴力を見せることも、こどもにトラウマを与え、知能や語彙理解力にも悪影響があることが知られています。

● 身体的影響

打撲、切創、熱傷、骨折、頭蓋内出血、栄養障害、体重増加不良、低身長 など

● 知的発達面への影響

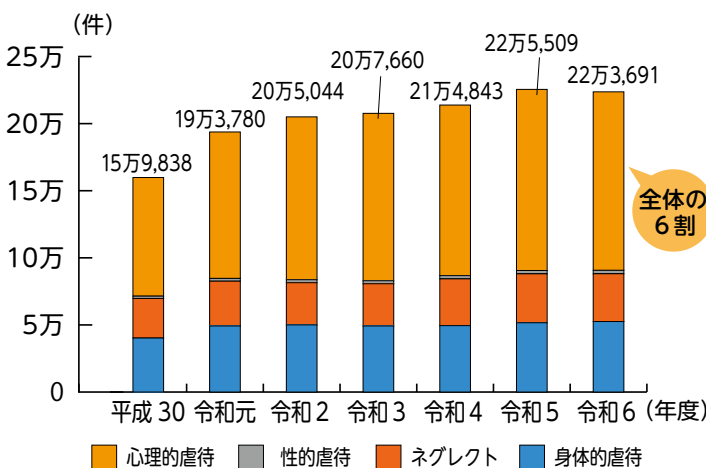
こどもの知的発達を阻害 など

● 心理的影響

対人関係の障害、低い自己評価、多動、心的外傷後ストレス障害（PTSD） など



▲児童虐待の防止



💔 心理的虐待の割合が多いです

令和6年度、全国の児童相談所が児童虐待の相談や通告を受けた件数は22万3691件と厚生労働省は発表しています。

対応件数の虐待種別件数の推移を見ると、心理的虐待の対応件数が最も多く、全体の6割近くを占めています。

💔 「気づき」から「つなげる」 私たちにできること

虐待を受けているこどもだけではなく、虐待をしている保護者自身も苦しんでいる場合があります。そこで「おかしいな」と周囲が気づき、相談機関へつなげることが、親とこどもを救うことになります。

身近に心配な家庭がある人、子育てに不安や困りごとがある人も、気軽に相談ください。

※相談や通報は匿名で行うことができ、相談者・通報者の秘密は守られます。

相談先／富士市こども家庭センター
子どもなんでも相談
☎ 0545(55)2764

児童虐待防止推進月間イベント

富士川サービスエリア(上り)の大観覧車Fuji Sky Viewを虐待防止のシンボルカラー(オレンジリボン)にライトアップします。

とき／
11月1～11日
日没後～21時

